

奉祈寶祚旨、御寄進狀、縁起書等有之、繁昌之地之處、天正年中越後謙信松任迄働之刻兵火に罹り、神社及び二十ヶ坊も悉く炎上し、御寄進狀等不殘燒失仕由申傳。とあり。また元祿九年に記載せし拜殿横板縁起には、長田村本馬所の天神は、三條院御惱平癒之勅願に依りて、北野の聖廟を六十餘州に一社宛御勸請ありし其一社たり。然るに天正五年上杉謙信松任の鎬木右衛門尉頼信が城へ襲來の時、兵火の爲めに社頭回祿し、縁起寶物等悉く燒亡し、草棘徒らに生茂り、鳥獸林樹を汚して、稍、星霜を隔つる處、文祿の比氏子其志を勵まし、假初に叢祠を營造せしより、遂に復古せし由を記載す。今社地の向うなる高き地を天神島と字す。昔は此の地に社殿ありしを、再興せし時今の地に移すといへり。燕臺風雅佐々木志頭磨傳に、藩士石黒某。嗣響得其門風。大野湊神社。長田天神社。神門扁額並石黒書也。今則朽亡。とあり。

○町端願樂寺

東派眞宗道場也。明細帳に云ふ。當寺開祖願誓と云ふ僧、慶長年中越後國より來り、當國金澤高岡町に初て建立、享

保十四年今の地へ移轉す。とあり。按ずるに、三箇屋版の六用集に、東本願寺道場願樂寺公儀町。と載せたり。高岡町といへるは、公儀町の過聞ならんか。年代摘要に、享保十二年六月長田村町續新家願之通建之。とありて、此の時の地邊に町家を建てたりし故、願樂寺も此の地へ移轉せしなるべし。

○宮腰口町端

三壺記に、文祿三年の幕利家卿金澤へ下向被成、石川郡之内濱通り鷹野被遊、夜に入り御入城之處、宮腰口町端にて御小姓齋藤八太夫を何者やらん一太刀切りて追ひぬけたり。八太夫見知りて、山の神と云ふ他國浪人なりとて追廻し、生捕りたりしよし見たり。此の時代の宮腰口町端に安江町邊ならんか。町端は其の時代によりて違へり。追々市中廣まりつるに隨ひける故也。延寶の金澤圖には、深美の下邸を町端とするが如し。

○矢口

中橋より町端までの間を差して、俗に矢口と呼べり。此の町端は宮腰の往來にて、朝暮荷物共を持運び、馬車荷車の

絶間なく、實に輻輳の地なるを以て、矢口と稱するならんか。龜尾記には、此の町端を世人矢口と俗稱するは、宮腰・大野等の者ども金澤町へ入る口なるゆゑに、家口の謂にてやぐちと稱するか。泉町の入口も女子等之を間口といふが如し。此地は金澤日々の運漕、其往來實に烈しき事、凡そ三州にて第一也。自他の産物交易の運送皆此一路よりなすゆゑ、街頭の茶店多し。といへり。今按ずるに、和訓栞に、出雲風土記に、越八口平賜。と見わたる八口は、八衢などいふが如く、八箇の入口成るべし。延喜式神名帳に、出雲國大原郡八口神社ありといへり。されば宮腰口町端をやぐちといふも八口にて、八箇の入口成るよしならんか。武藏國荏原郡矢口渡の矢口は、いかなるよしにての名にや。是も若しくは八口の意より起れる地名歟。新田義興の竹澤良衡に欺かれて死せし所なるゆゑ、其の名世に高し。

○宮腰往還

昔は宮腰の往來は、今云ふ古道通りにて、源平合戦の壽永以前よりの古道なりしを、舊藩三世中納言利常卿の時、今の直道に付替を命ぜられ、並松を植ゑしめられたりとぞ。

三州志健甕餘考に云ふ。元和三年丙辰、今年公瀧與右衛門を監として、金府の官道街巷を改定して橋梁を造り、宮腰往還の支路を廢して、直道一條となす。自註に云ふ。景周一書を按ずるに、宮腰路其の初は犀川の方にありて、公の城中より下臨し給ふに隱然たり。因りて極樂橋の上より眼下に見ゆるやうにとて、廣岡町口に夜々篝火を燒き、夫より次第に連燒し、之を城中よりの目道に繩を引き、今の直道を作らせらる。上監は今枝内記、下監は瀧與右衛門と云ふ。又今此の道傍にある大石と號する石は、寛永十一年に玉泉丸に假山を作らせらる、時、能州より宮腰海濱へ船にて運轉し來らしむる天然龜形を備ふる奇石なり。然るに、今此の石のある所にて其の龜首闕け落ち、其の餘も破裂す。因りて其の益なきを以て、今の所に棄擲し置くとたり。或は云ふ。此の石を護し來れる小監、此の石裂けたるを以て、言解の爲め此の石上に座して自歎すと云ふ。とあり。

平次云ふ。右自註に引證せし一書といふは、山田四郎右衛門が著述の三壺記なり。此の三壺記卷八に云ふ。元和貳年の頃は、瀧與右衛門と云ふ者、石川・河北兩郡裁許被仰付。